

福島の復興・再生に向けた 農林水産省の取組

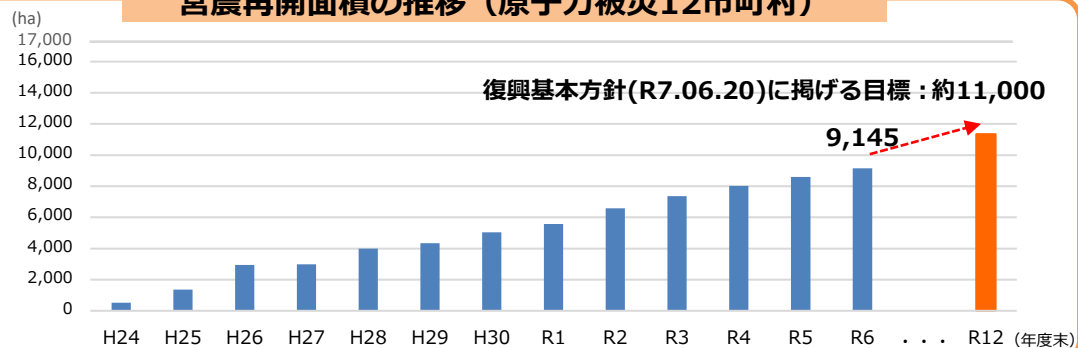
令和8年7月27日

農林水産省

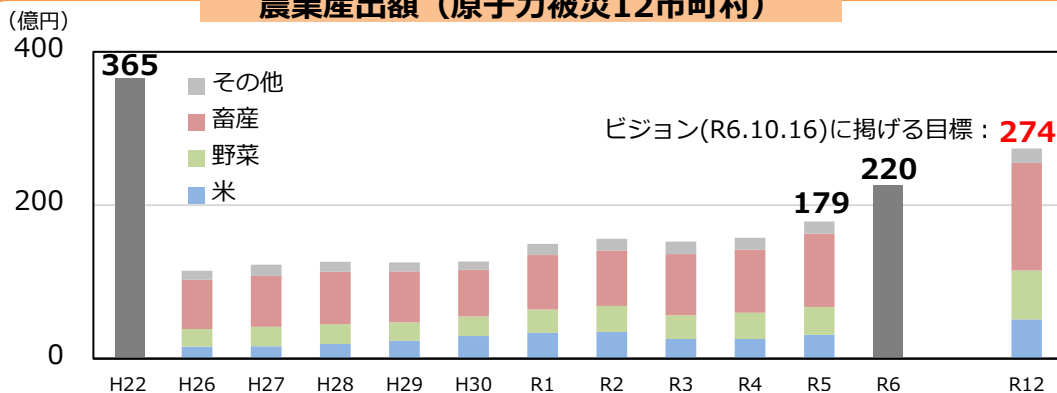
震災からの復興の現状（農業）

- 地震・津波による被害については、営農の基盤となるインフラはほぼ復旧。
- 原子力被災12市町村における令和12年度末での営農再開目標面積約11,000ha（営農可能面積の75%）に対し、令和6年度末時点で9,145haと着実に進捗。また、農業産出額については、震災前の56%まで回復。
- 自民党第15次提言では「営農再開面積の目標11,000haに関して、これを所与とせず、それを上回る営農再開を目指すこと。」とされたところであり、取組の加速化が必要。
- 営農再開率は、原子力被災12市町村によって進捗に差があり、特に帰還困難区域を抱える町村に遅れが出ている。市町村ごとで復興のステージが異なることを踏まえ、現場のニーズに沿ったきめ細やかな支援が必要。

営農再開面積の推移（原子力被災12市町村）



農業産出額（原子力被災12市町村）



(出典) H26からR5までの農業産出額は「市町村別農業産出額」（農林水産省）を基に作成。
H22の農業産出額は福島県による推計値。
R12の目標は「避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョン」[R6.10.16]（福島県、JAグループ福島）

目標値はH22の農業産出額（福島県による推計値）の75%

原子力被災12市町村毎の営農再開状況（令和6年度末時点）

市町村名	営農再開の状況				
	営農休止面積 (ha)	再開面積 (ha)	営農再開率 (%)	【参考】	
				特定復興再生拠点区域農地 (ha)	特定帰還居住区域農地 (ha)
広野町	269	240	89.2	—	—
田村市（都路地区）	893	625	69.9	—	—
川内村	605	356	58.9	—	—
楡葉町	585	448	76.6	—	—
葛尾村	398	184	46.3	21	2
南相馬市全域	7,289	5,213	71.5	—	2
うち小高区	2,581	1,155	44.7	—	2
川俣町（山木屋地区）	375	273	72.8	—	—
飯館村	2,330	771	33.1	99	48
浪江町	2,034	670	32.9	213	355
富岡町	861	297	34.5	118	155
大熊町	936	63	6.7	332	266
双葉町	723	4	0.6	183	163
合 計	17,298	9,145	52.9	966	939

- ・ 営農休止面積は2010年世界農林業センサスより整理。
- ・ 再開面積は福島県調べ。小数点以下を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- ・ 再開割合は営農再開面積／営農休止面積。

原子力被災12市町村における営農再開に向けた取組

MAFF

- 大熊町などの特定復興再生拠点区域において、環境省による除染の完了後、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業等により ①農産物の安全性確保や農地の保全管理 ②地力回復、ほ場の整備、農業機械の導入 ③担い手等への農地集積 等の営農再開に必要な一連の取組を支援。この結果、地域の担い手、外部法人などにより営農再開が進展。
- 特定帰還居住区域の営農再開についても、このような取組を支援。制度を所管している復興庁や内閣府などの関係省庁と連携し、現場のニーズを踏まえて、取組を一層進めていく。

【大熊町特定復興再生拠点区域の営農再開】

H29.11.10
特定復興再生拠点
区域計画認定

R4.6.30
特定復興再生拠点
区域避難指示解除

R5.5.23
出荷制限
解除

R6年度
営農再開
開始

R7年度
本格的な営農再開
地域計画の策定へ



環境省に
よる除染



農作物の安全性確認
のための試験栽培

大熊町農業復興組合により農地
の荒廃防止のための保全管理



- 地力回復のための堆肥の施用
- 壊れた畦畔の修復、礫の除去、田面の均平化
- 鳥獣被害防止のための電気柵設置

- 農業機械等の導入、出荷施設等の整備

- 再開できない地権者と
担い手との調整

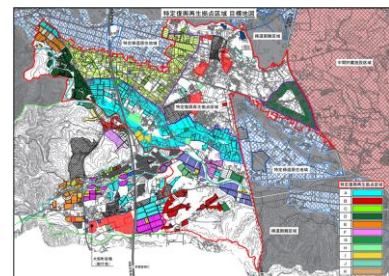
- 担い手、地域外から参入
した法人への農地の集積



子実用トウモロコシのほ場



大豆の収穫作業



令和8年3月に策定された目標地図

営農再開の実績（おおくま未来合同会社の例）

- 「おおくま未来合同会社」は、異業種（建設業）から農業へ参入。
- 大熊町の特定復興再生拠点区域等において、福島県営農再開支援事業を活用し、麦類等の多様な作物を栽培。これらの取組が大豆・子実用トウモロコシ等の飼料作物を中心とした輪作体系の確立に寄与し、その結果、営農再開面積の拡大を実現。

【事業活用面積】

[令和6年度]
・麦類 5ha
・大豆 1ha
・甘藷 1.4ha



[令和7年度](見込み)
・麦類 14ha
・大豆 16ha
・甘藷 1ha
・飼料作物 14ha

原子力被災12市町村における農業の再建に向けた取組①

MAFF

- 令和7年6月に閣議決定された「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、新規就農者の確保・育成、外部法人の参入・誘致、農地の集積・集約化、大区画化などのほ場整備、スマート農業技術等の導入、広域的産地形成などの取組を推進し、農業における全国共通の課題解決に資するモデルを構築。

将来の担い手候補となる新規就農者の確保・育成

- 県域の福島県農業経営・就農支援センターの取組に加え、相双就農ポータルサイトの運営などの新規就農者の確保に向けた様々な取組を支援。
- 自治体による新規就農者施設の整備・運営、JAのトレーニングファームにおける就農者の営農技術習得など育成に向けた取組が開始。



福島再生加速化交付金により整備された新規就農者育成施設（南相馬市みらい農業学校）



南相馬市みらい農業学校を卒業し、小高園芸団地にて就農した農業者の作業風景



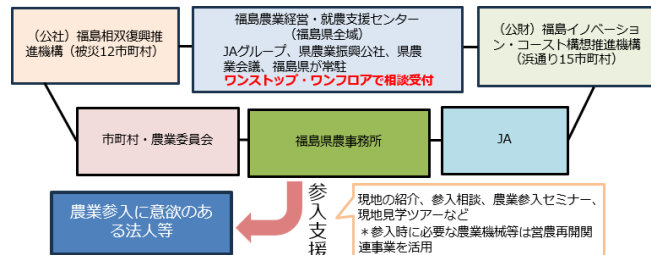
相双就農ポータルサイト

- 進捗状況（原子力被災12市町村）
 - ・被災12市町村の新規就農者数

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
28名	42名	46名	66名	61名	78名	321名

担い手不足解消に向けた地域外からの法人参入

- 地域外からの法人参入について、県・市町村・JA・福島相双復興推進機構等関係機関が連携し、参入相談、セミナーや現地見学ツアー、マッチングなどの取組を支援。



- 進捗状況（原子力被災12市町村）
 - ・外部法人の参入者数 R2：22法人 → R7：32法人

農地の大区画化・利用集積の加速化

- 生産性の高い大規模営農の展開に向け、福島再生加速化交付金等によるほ場の大区画化を進めるとともに、農地中間管理機構や福島復興特別措置法の活用、地域計画の新たな策定や継続的な見直しに向けた伴走支援などにより、担い手への利用集積・集約化を加速化。



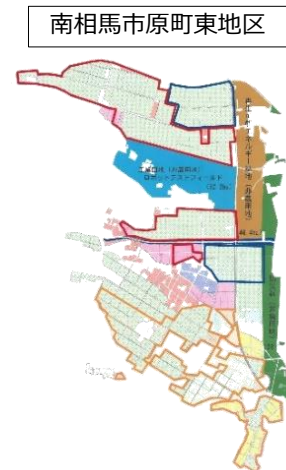
[大区画化]

10～30a → 1.2ha

[特措法による集積]



M法人 約120ha
T法人 約50ha
F法人 約100ha



- 進捗状況（原子力被災12市町村）
 - ・ほ場整備率 R2：56.8% → R6：66.2%
 - ・経営規模10ha以上の農地の割合 H22：18% → R2：59%
 - ・農地中間管理機構による転貸面積 R2：1,753ha → R7：4,152ha
 - ・担い手への農地集積率 R2：29.3% → R6：39.6%
 - ・地域計画の策定状況 R7.7：11市町村で100地区

原子力被災12市町村における農業の再建に向けた取組②

MAFF

広域的産地の形成

- 令和8年度にブロッコリーを指定野菜の対象品目に追加したほか、同年度に被災12市町村を含む区域を対象に野菜価格安定制度の面積要件を概ね10haから概ね5haへ緩和する特例を追加。
- 稲作中心だった被災地域において、園芸作物生産に取組む部会が設立され、ブロッコリー、タマネギ、かんしょ等の産地形成が進展。
- JAでは麦・大豆の収量・品質の向上ならびに大規模・省力栽培による経営確立に向けた実証圃（チャレンジファーム）を設置。

<南相馬市ブロッコリー生産部会（南相馬市）>

作付面積 84ha、出荷量 約261t 農家数 43名

地元JAの相馬地区管内の部会として農業者43名で構成、作付面積を拡大。部会以外の法人の生産も含め、南相馬市は県内1位の産出額、全国でも上位にランキングする産地として復活。



ブロッコリー作付

● 進捗状況（原子力被災12市町村）

南相馬市ブロッコリー生産部会

浪江町タマネギ生産組合

楢葉町甘藷生産部会

田村市ピーマン専門部会 が設立。

スマート農業技術等開発・導入

- 福島国際研究機構（F-REI）において、超省力生産システムの確立等の超省力・高付加価値で持続可能な先進農業を実現するための技術開発・実証研究や、福島県浜通り地域での先端技術の現地実証及び成果の社会実装を実施。
- スマート農業技術活用促進法に基づく生産と開発に関する認定制度による税制・金融等の支援措置や、各種予算事業等を通じて、スマート農業技術の活用を推進。
- 令和7年2月の「道路運送車両の保安基準」の改正によりロボットトラクタ等の公道自動走行が可能となったことを踏まえ、関係省庁と連携し、福島県内でほ場間移動を含む遠隔監視型運行システムの実証試験など、公道走行の実現に向けた取組を推進。

<F-REIによる研究例>



遠隔監視下で農機が自律的に移動・作業する自動走行システムを構築



経験頼みだった有機物の効用を解明し、気候変動に強い作物生産を実現

● 進捗状況（原子力被災12市町村）

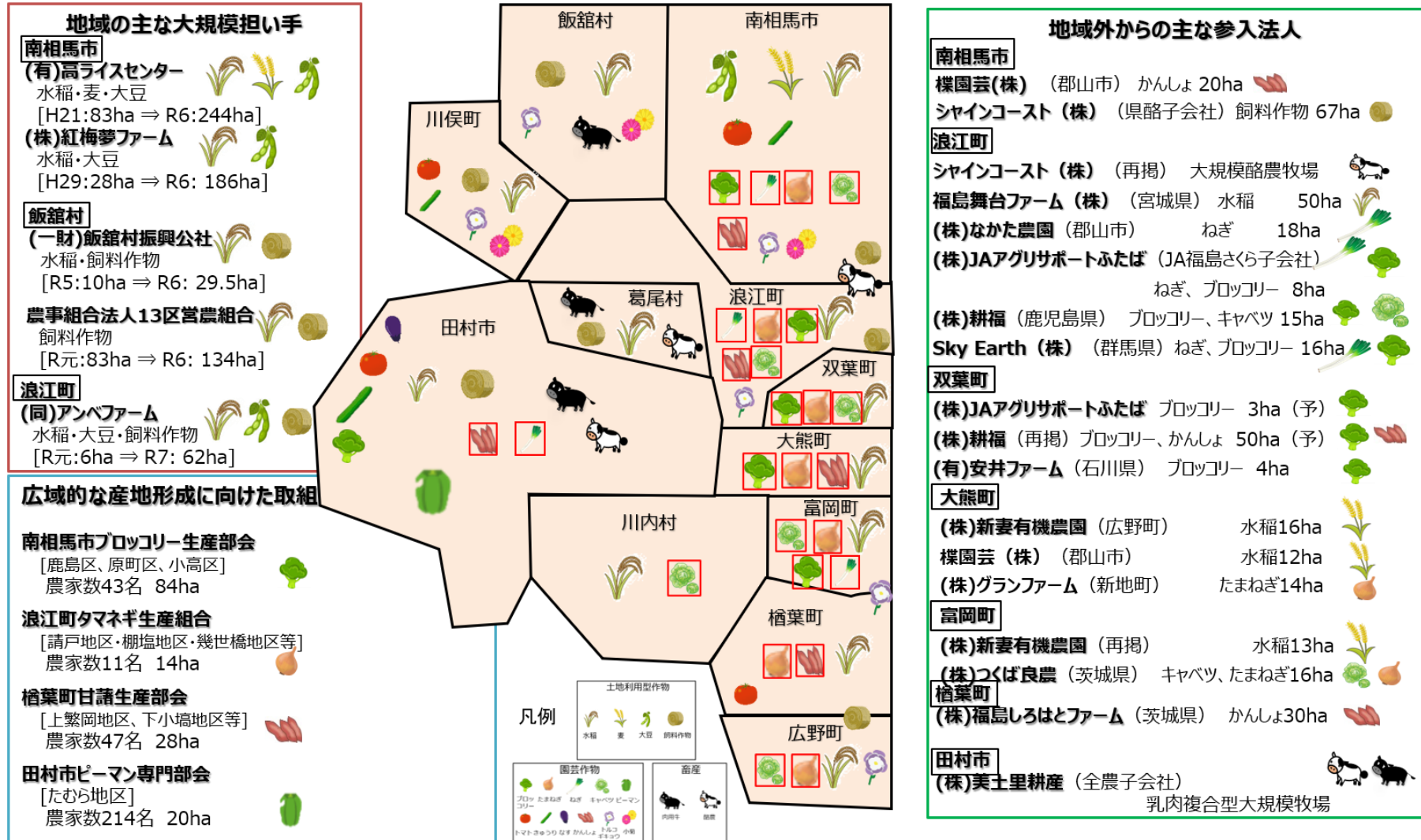
・スマ農技術活用/導入経営体数 R3：152経営体

→ R6：294経営体

外部の参入法人や大規模な担い手、産地形成の進展

- トップクラスのメガファームが出現するなど、県内で規模拡大が最も進んだ地域に変貌。
- 地域外からの法人参入により、地元生産者の生産拡大、さらには、産地形成に繋がるなど好循環を生みつつある。
- 市町村を超えた広域的な産地形成の取組はまだ動き始めた段階であり、取組の加速化が必要。

(「避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョン」記載の主な品目、**赤枠**は今後広域的な産地形成を目指す品目(園芸作物5品目))



- 営農再開を加速するため、令和2年4月から被災12市町村に対し、農政局からの職員を基本に1名ずつ派遣。また、地域の実情等により双葉町と飯館村に農業土木職員を出向。（合計13名）
- 市町村担当チームを支援する技術職員4名等からなるサポートチーム（13名）を設置。令和3年4月から富岡町に事務所を集約。

市町村担当チーム

- ・ 営農再開を加速化するため、農政局からの職員を基本に、1名ずつ職員を派遣。
（田村市を除く。南相馬市は出向。他は駐在）
- ・ 基盤整備について、上記とは別に、地域の実情等を踏まえ、双葉町と飯館村に、農業土木職員を各1名派遣（出向）。

サポートチーム（東北農政局震災復興室）

- ・ 地方参事官をトップに技術職員（農学、農業土木）4名等からなる合計13名のチームを構成。令和3年4月から富岡町に事務所を集約。
- ・ さらに、畜産、用地、農地中間管理機構、農業土木の知識を有する職種の東北農政局本局職員4名を兼務させて配置。

活動事例

震災により中断したゆず生産の振興（楡葉町）

- ・ 楡葉町では、震災によりゆずの生産は中断。
- ・ 派遣職員は、ゆずの再生産を目指し「楡葉町ゆず生産振興組合」の設立（令和6年8月）に携わり、毎年、剪定の勉強会等を開催。勉強会では作業性や安全性を高めるため低木化を推進。
- ・ 海外での需要が見込まれるゆず加工品の輸出に向け、関係団体との調整を実施。



ゆずの整枝・剪定に関する勉強会

営農再開ビジョンの実現に向けた取組（大熊町）

- ・ 大熊町では、「営農再開ビジョン」を令和4年3月に策定。
- ・ 派遣職員は、営農再開ビジョンの実現に向け、大川原地区や特定復興再生拠点区域内の集積が可能な農地の設定や出し手と受け手のマッチングを行い、町内外の担い手の営農が進むよう業務計画、栽培品目の検討等を調整。
- ・ 地元担い手の規模拡大や農業法人の参入等を支援し、営農再開が着実に進展。



農地図面への書き込み作業の様子

ハード・ソフト事業の一体的・機動的な推進に向けた検討

MAFF

- 福島県やJAグループ福島の要望も踏まえ、営農再開の加速化と広域的な産地形成に向け、地域の实情に応じてハード事業とソフト事業を幅広く一体的・機動的に実施できるよう、令和8年度に3つの事業を統合。令和9年度要求では更なる事業の統合を検討中。

令和8年度

農地の保全管理、作付実証、地力回復など営農再開に向けた準備作業に対する支援【福島県営農再開支援事業】

営農再開に必要な農業機械の取得に対する支援【原子力被災12市町村農業者支援事業】

生産と加工が一体となった産地の形成に向けた施設整備等に対する支援【福島県高付加価値産地展開支援事業】

市町村による集出荷施設などの施設整備に対する支援【福島再生加速化交付金43番事業】

統合

営農再開の加速化と産地形成の取組の一体的実施に向け統合。「福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業」を創設

見直し

より一層の広域的な産地形成に向け、JAグループが施設を整備できるよう実施主体として位置付け

統合

統合

令和9年度

【営農再開に関する加速化交付金や事業を対象に検討】

- 農地の大区画化や農業用排水施設の整備など、営農再開に必要な農業生産基盤の整備を支援。
- 地域の活性化に資する施設の整備を支援。
- 地域計画に基づく農地中間管理機構の活用を通じた農地の集積・集約化を推進。
- 福島県産農産物のブランド力強化や販路拡大に向けた取組を支援。

統合

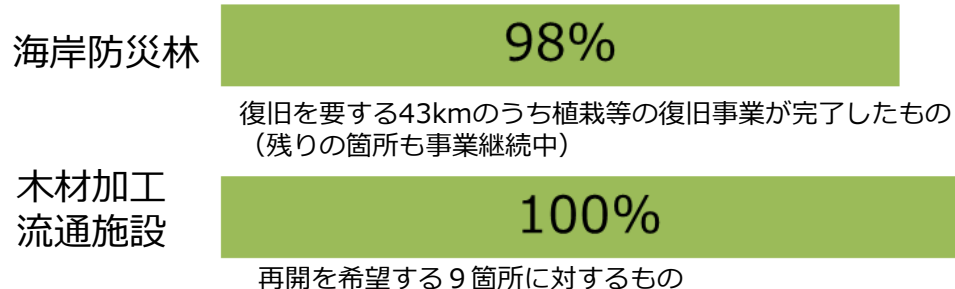
被災12市町村の農業の再生に必要なハード事業、ソフト事業を福島県が幅広く一体的・機動的に実施できるよう、更なる事業統合に向け検討

震災からの復興の現状（森林・林業分野）

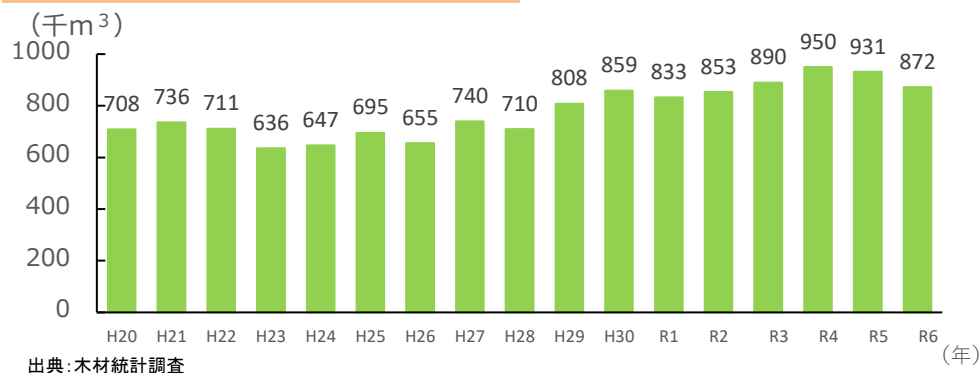
MAFF

- 地震・津波による被害に対しては、要復旧の海岸防災林における植栽等の復旧事業は概ね完了。
素材生産量についても震災前の水準以上に回復。
- 原子力災害に対しては、森林の空間線量率は低下しているが、落葉層・土壌中には多くの放射性物質が滞留。
- 施設内で栽培する菌床しいたけの生産量は震災前の水準に回復。
他方、自然に近い環境で栽培する原木しいたけは17市町村に出荷制限が指示されており、生産量は平成22年の10%程度。

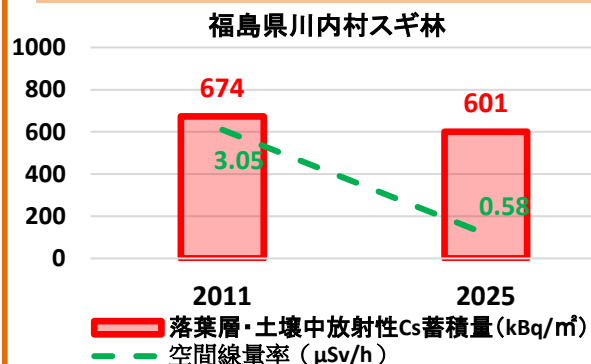
○福島県の震災後の復旧状況



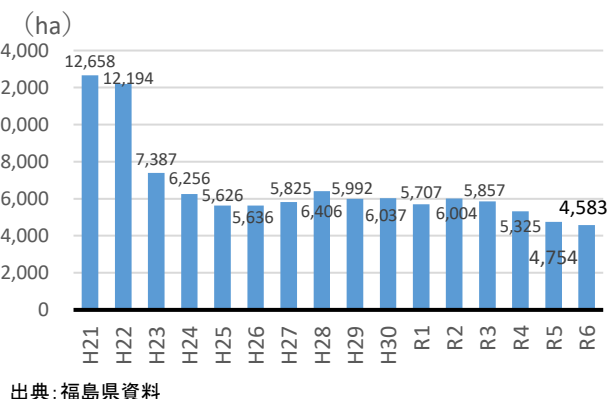
○福島県の素材生産量の推移



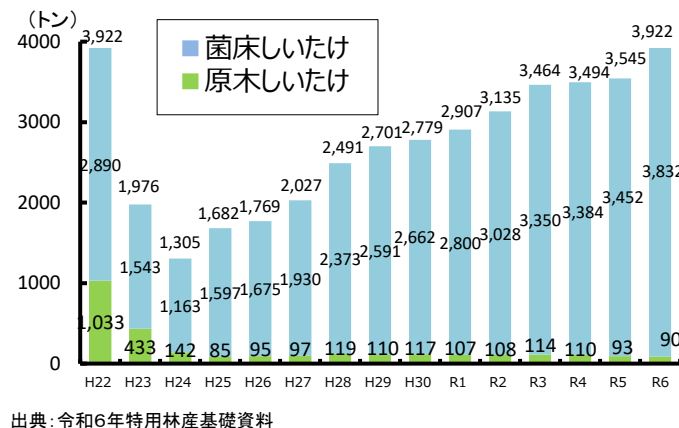
○地中の放射性セシウムの蓄積量と空間線量率の推移



○福島県の森林整備面積の推移



○福島県におけるしいたけ生産量の推移



- 福島県の森林・林業の再生に向け、帰還困難区域等の森林整備や里山・広葉樹林再生に取り組むとともに、福島県産材の活用等を推進していく必要。

森林の放射性物質対策

- 放射性物質を含む土壌の流出防止を目的とし、間伐等の森林整備と土壌流出防止柵の設置などの一体的な取組を実施。
- これまでに、約17,000haの森林整備を実施。



ふくしま森林再生事業

- 作業者の安全・安心のため、被ばく線量管理が必要な場合の留意事項をまとめた「福島県の森林・林業再生に向けた森林作業ガイドライン」を本年1月に策定。今後、本格的な整備に順次着手。

<ポイント>

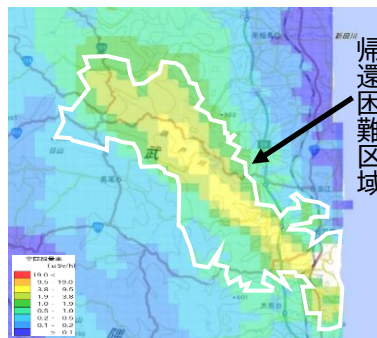
- 空間線量率等が一定の基準値以下の箇所※¹であれば、被ばく線量管理を行わなくても森林整備ができること

⇒ 帰還困難区域であっても、森林整備が可能な箇所は広く存在

- 空間線量率等が一定の基準値を超える箇所※²であっても、作業種や作業期間等の組合せの工夫により、安全に作業ができること

⇒ 森林作業に特化して、着手前、作業中、完了後の具体的な被ばく線量管理手順を記載

作業者の年間被ばく線量を試算するツールも掲載



航空機モニタリング（2024.12）による空間線量率の状況

※¹：平均空間線量率が2.5μSv/h以下及び土壌等の放射性セシウム濃度が1万Bq/kg以下

※²：平均空間線量率が2.5μSv/h超又は土壌等の放射性セシウム濃度が1万Bq/kg超

里山・広葉樹林再生

- しいたけ等原木林の計画的な再生に向けて「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を県、団体、国が連携して推進。これまでに、約975haのコナラ林等の伐採・更新を実施。



- 伐採されたコナラ材の活用拡大に向け、民間事業者と連携してトラック荷台の床板への活用も推進。



原木林の成林



伐採後のぼう芽更新

特用林産物の出荷制限の解除

- 生産資材の導入支援とともに 非破壊検査機などを活用した 円滑な出荷制限の解除を促進。

- これまでに、野生きのこ（まつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけ、まいたけ）について、非破壊検査により出荷制限を解除。



非破壊式放射能測定装置



非破壊検査により安全性が確認されたまつたけ

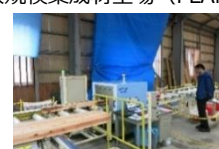
福島県産材の活用

- 大規模集成材工場や木質バイオマス発電施設に加え、複数の製材工場も新たに稼働。

- 福島県産材の活用に向け、検査体制の整備等による木材の円滑な流通を確保するとともに、中高層公共建築物への活用に向けた関係省庁間での情報共有等を実施。



大規模集成材工場（FLAM）



木材の検査装置

帰還困難区域の森林整備再開に向けた取組

MAFF

- 令和8年5月11日、福島県浪江町において、林野庁及び関東森林管理局は帰還困難区域における国有林の森林整備の再開に向けた今後の取組等について、市町村、林業事業体等の地域の関係者から御意見等を伺ったところ。今後も地域の関係者の御意見を丁寧に伺いながら取組を進める考え。
- 本年度、特定帰還居住区域周辺の森林等において森林整備の実証等を実施するとともに、今後の帰還困難区域の森林整備を見据え、スマート林業技術の活用を推進するための現地検討会を実施。

自治体等との意見交換会

日 時：令和8年5月11日 14:00～16:00

場 所：浪江町防災交流センター

出席者：市町村（南相馬、富岡、大熊、双葉、浪江、葛尾、飯舘、川内）

林業事業体等、福島県、林野庁、関東森林管理局

（※ 市町村は首長・副町村長等、林野庁は国有林野部長等）



浪江町長からの御意見



森林組合長からの御意見

福島森林再生連絡協議会

- 市町村及び国有林の担当者が継続的に情報共有・意見交換を行う場として「福島森林再生連絡協議会」を設置。
- 第1回目の連絡協議会を令和8年7月29日に開催予定。各市町村の要望を共有し、令和9年度以降の帰還困難区域内における森林整備候補箇所を検討。特定帰還居住区域周辺など優先箇所について、意見交換を実施。

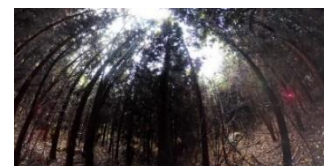
本年度の主な事業

- 林内の空間線量率等を定点で観測する環境放射線モニタリング調査事業を実施。
（帰還困難区域内279地点）



空間線量率測定

- 帰還困難区域内の国有林において、森林整備再開に向けた実証を事業規模（約10ha）で実施。



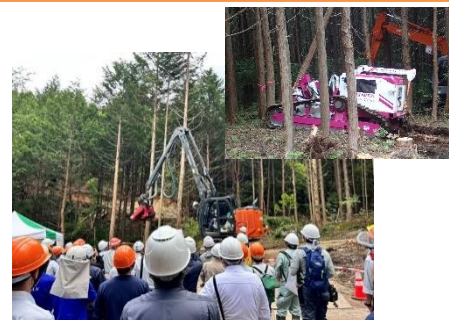
震災以降15年間手入れがされていない森林を整備

- 林道改良工事（0.7km）を実施。



スマート林業技術の推進

- 令和8年7月7日に、帰還困難区域における森林整備の再開に向け、労働生産性の向上、労働負荷の軽減及び労働安全の確保に資するスマート林業機械等の実演を行う現地検討会を実施。

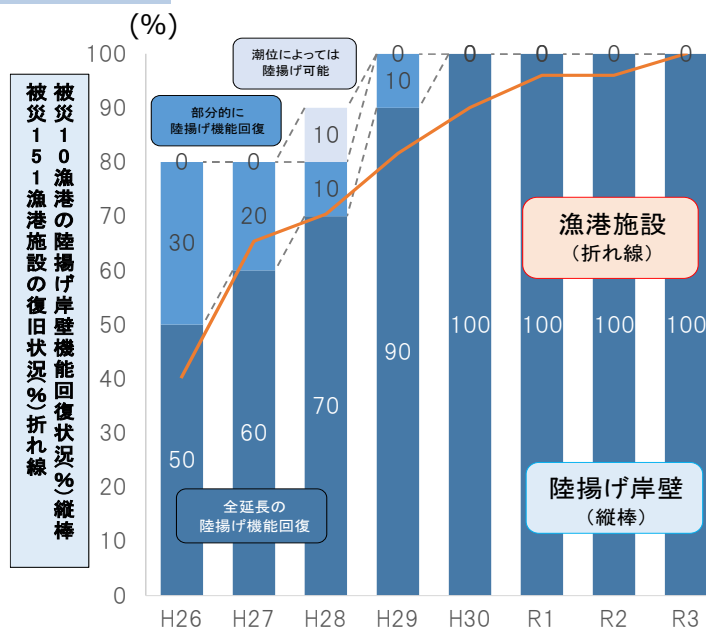


現地検討会の様子

震災からの復興の現状（水産業）

- 福島県内の被災漁港はすべて復旧し、産地市場も全てが再開。
- 水産加工施設も再開を希望するうちの9割以上が業務を再開。

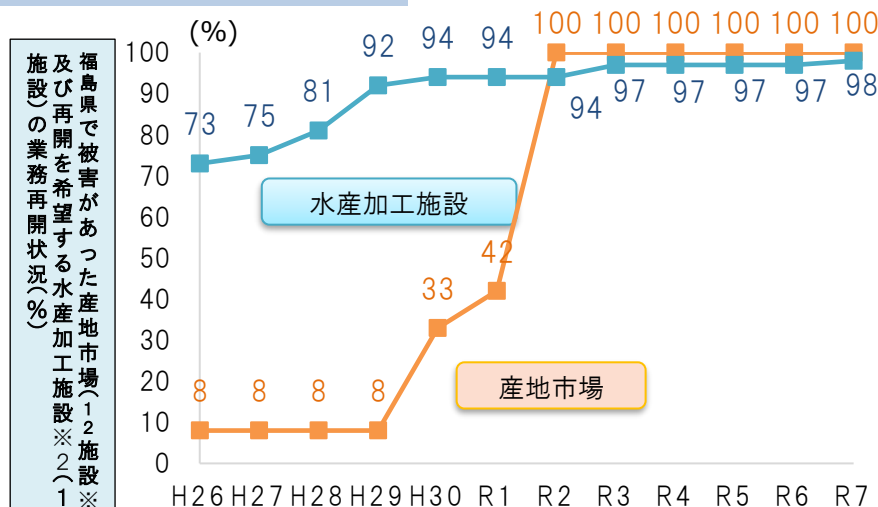
○漁港の復旧状況



○漁港の復旧の事例（福島県相馬市）



○加工流通施設の復旧状況



※1 12施設のうち、4施設が集約され、8施設全てが再開。

※2 水産加工施設については、H26からH29年は12月末、H30年は9月末、R1からR7は12月末時点。

○水産流通加工施設の改修事例（福島県いわき市）



漁業再生に向けた取組①

- 福島県の沿岸漁業（沖底を含む）では、令和3年3月まで試験操業を実施。令和7年の水揚量・水揚金額は、震災前と比べ、量で28%、金額で47%に留まっており、今後も水揚げの増加が課題。
- 漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業・養殖業復興支援事業）により、令和5年1月からは沿岸漁業、同年9月からは沖合底びき網漁業及び小型底びき網漁業が水揚量を震災前の5割以上に回復させる取組を実施中。

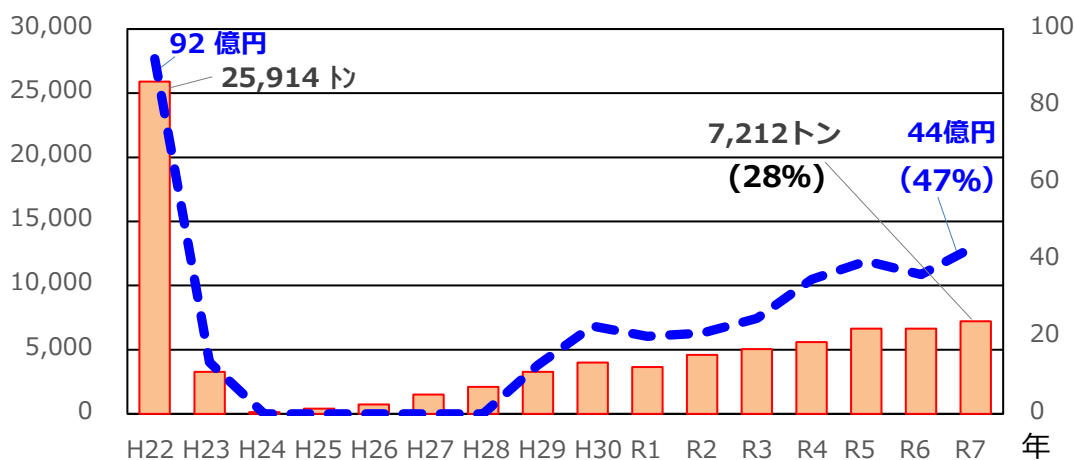
＜震災発生からの経緯＞

- ・震災直後：全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛
- ・平成24年6月～：試験操業・販売を実施
- ・令和3年3月：試験操業を終了
- ・令和3年4月～：本格操業への移行期間。水揚拡大を図っている

がんばる漁業・養殖業復興支援事業

地域で策定した復興計画に基づき、漁業・養殖業の本格的な復興・再生に向けて収益性向上の事業や生産量の回復を目指す事業を行う、水産業協同組合等に対し、必要な経費を助成

福島県（属地）における沿岸漁業（沖底含む）及び海面養殖業の水揚量・水揚金額（トン）（億円）



○がんばる漁業・養殖業復興支援事業（漁業）における今後の対応

- ・新船の建造及び環境変動に対応するための漁獲対象種の転換等による水揚量の確保
- ・ICTを活用した研究機関との連携による効率的な操業（漁場探索の効率化等）の推進
- ・漁業者と流通事業者の連携による水揚量の回復に応じた流通販売網の計画的な拡大

【実施状況】沿岸漁業（沖底含む）で3件（142隻）実施中（R8年度）

復興計画略称 (事業実施者)	開始年月	隻数	漁法
相馬小型 (相馬双葉漁協)	令和5年1月	96隻	沿岸漁業 [貝けた網漁業、機船船びき網漁業、 沿岸流し網漁業、固定式さし網漁業、 沿岸はえ縄漁業、一本釣り漁業、 かご・どう・つぼ漁業、 採貝・採藻漁業]
相馬底びき (福島県漁連)	令和5年9月	23隻	沖合底びき網漁業
いわき底びき (福島県漁連)	令和5年9月	23隻	沖合底びき網漁業 小型底びき網漁業

※上記以外にサンマ棒受け網漁業、大中型まき網漁業による取組も2件実施中。

漁業再生に向けた取組②

- 水産業については、放射性物質の水産物への影響調査を実施するとともに、生産・加工・流通・消費の各段階における徹底した対策等を講じていく必要。

生産対策

- 地域で策定した復興計画に基づき、生産量の震災前の5割以上への回復等を目指し、安定的な生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費を支援。



船びき網の操業（シラス）



再開後のノリ養殖漁場の状況

- 漁家子弟を含め、漁業現場での長期研修や漁船・漁具のリース方式による導入を支援。



支援イメージ（漁船導入）

- 被災県の種苗生産体制が整うまでの間、他海域からの種苗の導入等による放流種苗の確保等を支援。



アワビ放流種苗の確保



ヒラメ放流種苗



サケ採卵

加工・流通・消費対策

- 福島県産水産物の美味しさと魅力について、多くの消費者に知ってもらえるよう、東京都や埼玉県などの大型量販店において、「福島鮮魚便」として常設で販売し、専門の販売スタッフが安全・安心と美味しさをPRする取組を支援。令和7年度は17店舗で実施。
- 店頭アンケート結果によると、福島鮮魚便コーナーを月に1、2回以上利用する割合は、事業開始の平成30年と比較して2倍以上の53%程度となった。
- 福島鮮魚便以外でも、首都圏等の量販店各社へ福島県産水産物の優先販売コーナーを設置。令和7年度は5社8店舗において定期的な販売を実施するに至り、新たな販路の確保に寄与。



- 福島県産水産物の高付加価値化のため、第三者認証（エコラベル）取得を支援し、一部の水産物の単価向上に寄与。



M E L 取得の福島県産アオノリ加工品

- 福島県産水産物の流通拡大のため、産地仲買業者が遠隔地の消費地市場等に向けて共同出荷を行い、首都圏・東海・関西地域への流通を確保する実証試験を支援。



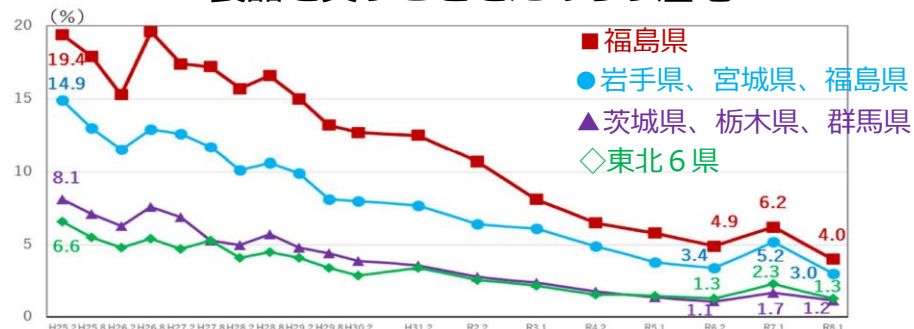
福島県産水産物の共同出荷の様子

福島県産品の風評払拭及び販路拡大に向けた取組①

MAFF

- 放射性物質を理由に被災地産品の購入をためらう人の割合は、相当減少（4.0%）。一方で、価格差が震災前のポジションに戻っていない品目も存在。
- 福島県産農産物等流通実態調査の結果を踏まえ、復興庁や経済産業省と連携し、食品小売業をはじめ食品事業者241団体に対し、他県産品との公平な取扱いを要請（令和8年5月19日）するとともに、流通段階での福島県産農産物等の取り扱いが戻るよう生産力強化や販路拡大の取組を後押し。

食品を買うことをためらう産地



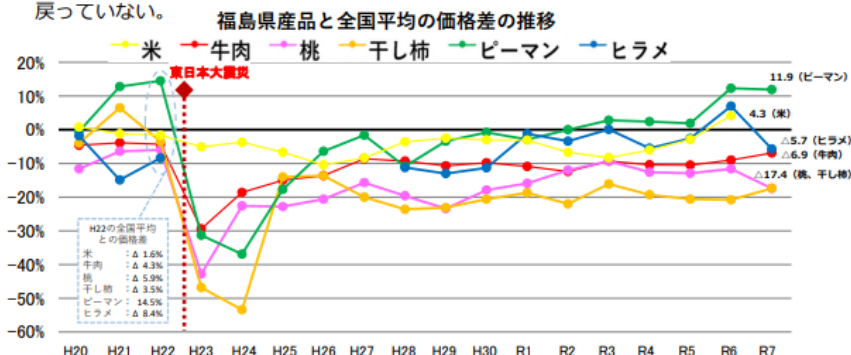
（出典）消費者庁「風評に関する消費者意識の実態調査（第19回）」（令和8年3月5日）
（備考）全回答者（5,176人）のうち、食品中の放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

流通実態調査結果（抜粋）

〔福島県産品重点6品目の全国平均との価格差の推移〕（令和8年3月）

価格差

- ピーマンの令和7年度の価格水準は、全国平均を約12%上回っている。
- 米（令和6年産）は、全国平均を約4%上回っている。
- 牛肉、桃、干し柿、ヒラメは全国平均を下回り、牛肉、桃、干し柿は震災前の水準にも戻っていない。



食品事業者241団体への協力要請内容

- ① 消費者の福島県産品に対する購入姿勢が比較的前向きであることを踏まえ、販売フェア等の開催や常設的な取扱いの拡大。
- ② 福島県内の生産者等によるマーケティングへの参画・助言などを通じた、福島県産品のブランド力向上に向けた協力。

食品流通事業者等に対する今後の働きかけ

流通段階での福島県産農産物の取り扱いが戻るよう、

- ① 流通・小売事業者等に対し、今回の協力要請に引き続き、流通実態調査の結果に基づく消費者の前向きな購入姿勢等を情報提供
- ② 農業者と実需者のマッチング推進等による販路拡大の取組を後押し

産地競争力強化の取組

〔品種・生産・防除・輸送技術の開発、産地活動の支援〕

- ・ 共同防除組織が行う薬剤防除の効率化に必要な機械の導入
- ・ 加工品の試作及び求評会の開催
- ・ 輸出相手国への流通に必要な保鲜流通技術等の実証
- ・ 県オリジナル新品種を開発するための研究
- ・ 安定生産と高品質化によるブランド力向上に向けた機械導入



〔第三者認証GAP等の取組支援〕

- ・ GAP導入に必要な研修やGAPの新規取得・継続
- ・ 有機JAS認証の取得に係る研修受講や審査



食品中の放射性物質に関する情報の発信

関係府省等と連携し、ウェブサイトや意見交換会等を通じ、食品中の放射性物質の現状や生産者の取組に関する正確な情報を国内外へ発信し、リスクコミュニケーションを実施。

食品中の放射性物質について知りたい方へ（消費者向け情報）



[食品中の放射性物質の検査結果等を随時更新]



[親子参加型イベントの開催]



水産物の検査結果等の発信

ALPS処理水の放出を踏まえたトリチウムの分析結果を含め、放射性物質に係る水産物の安全性について、日本語・英語をはじめとする多言語によるウェブサイトやパンフレットを通じ、国内外へ正確な情報を発信するとともに、店頭で安全性を確認できる仕組みづくりを支援。

第三者認証GAP等の取得支援

- 第三者認証GAPや有機JAS等の取得費用等を支援。
- 消費者や実需者の理解促進のため、GAPに取り組む産地情報の発信や有機農産物のPRイベントの開催など風評払拭に向けた取組を支援。



GAP認証の消費者への理解促進



オーガニックふくしまマルシェの開催

販売促進等の取組支援

福島県産品の販売棚の確保等に向けた、以下のような取組を支援。

① フェアや商談会等

- ・有機農産物等の消費・流通拡大に向けた商談会、産地見学会開催
- ・県農産物等販売コーナーの設置
- ・交流会、バイヤーツアー、商談会等の開催
- ・量販店等と連携した福島フェアの開催
- ・6次化商品のテストマーケティング

② 輸出促進に向けたプロモーション

- ・海外展示会や祝賀レセプション等へのブースの出展、パネル展示
- ・現地バイヤー等を招いた試食・試飲交流会の開催
- ・輸出を希望する県内事業者へのセミナー開催

③ ECサイト活用

- ・ECサイトへの出店に向けた実需者とのマッチングに係る説明会の開催
- ・ECサイトへの新規出店
- ・早期予約の獲得やギフト訴求等によるEC販売手法に係る実証



[量販店の販売コーナー]



[バイヤーツアーの実施]



[海外バイヤー向け商談会]



[台湾現地での魅力発信]

原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要

- 原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き。規制を措置した55の国・地域のうち、50の国・地域で輸入規制を撤廃、5の国・地域で輸入規制を継続（2025年11月に台湾が規制を撤廃）。
- 引き続き政府一体となって、撤廃に向けた働き掛けを実施していく。

規制措置の内容／国・地域数※1			国・地域名
事故後輸入 規制を措置 55	規制措置を撤廃した国・地域 50		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア、台湾
	輸入規制を 継続して措置 5	一部の都道府県を 対象に検査証明書を要求 1	ロシア
		一部の都道府県を対象に 輸入停止 4	中国※2、香港、マカオ、韓国

※1 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
※2 37道府県の水産物の中国向け輸出については、輸出関連施設の登録手続き等が完了され次第、実施可能。

ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

- ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置されている。

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
海洋放出後 輸入停止を 措置 3	全都道府県 の水産物を 輸入停止	ロシア
	10都県 の水産物等を 輸入停止	香港
	10都県 の生鮮食品等を 輸入停止	マカオ